

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利となっています。

「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い農業後継者等に手厚い政策支援を行っています。

- ※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。
- ※ 令和4年から、**「保険料納付下限額の引き下げ」**、**「受給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き下げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額()は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者		
②	認定就農者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していないかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		-

●新規加入者の声



富岡 光規さん（財部町南俣）

富岡さんは、現在ご夫婦で約9haの畑でお茶を栽培し、粗茶の加工をされております。農業者年金には令和2年7月に夫婦で加入されました。個人事業主なので将来が不安であったため、IDEKO（イデコ）と迷いましたが、農業者年金がメリットが多いと判断し、入会しましたと教えてくださいました。

●農業者年金受給者の声



柿木 幸夫さん（財部町南俣）

柿木さんは、平成27年2月から農業者年金を受給されています。若いころから家畜商をしながら繁殖牛農家として20頭ほど飼育されておりました。現在は、後継者の息子さんと40頭を飼育されています。

農業者年金の掛け金を納めているときは、大変な時期もありましたが、受給するようになった今では大変ありがたいと語ってくださいました。